

おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま 38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

☆夏休みはゲームに要注意☆



夏休みの期間は子どもが自宅でゲームをする時間が増える傾向にあり、それに伴ってオンラインゲームの課金にまつわる相談が増えます。内容は「子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまった」というものです。

民法には、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことが可能な「未成年者取消」があります。しかし、オンラインゲームでは、保護者のアカウントで課金した場合、保護者自身が課金しているとみなされ、民法で定める未成年者取消が難しい場合があります。

対策として、以下の点に注意しましょう。

- 保護者のスマートフォンで遊ばせる場合、保護者のアカウントは必ずログオフしておく。
- ペアレンタルコントロール機能を利用し、課金を保護者の承認制に設定する。
- キャリア決済時はパスワードを設定し、子どもに知られないようにする。
- 日頃から決済完了メールやクレジットカードの利用明細を確認する。



子どもが無断で決済完了してしまわないように対策しよう！



また、子どもが自分で考えて適切にゲームと付き合えるように家族で話し合うことも大切です。ゲーム課金についてルールを決めるなど、事前に家族内で対策を立てましょう。

一人で悩まず、まず相談してください！

小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880 ☎
または、消費者ホットライン
「188」にご相談ください。



ダイエット目的の オンライン診療のトラブル！！



「ダイエットのネット広告を見て、オンライン診療サイトの受診予約をした。

その後、診察した医師からダイエット薬を処方され、届いた薬を見てみると、糖尿病治療薬だった。副作用が心配になり、サイト運営業者に解約したいと申し出たところ、処方後の解約はできないと言われた」という相談がありました。

厚生労働省が作成した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、医学的な必要性に基づかない体重減少目的に使用される糖尿病治療薬の処方、不適切とされています。

また、基礎疾患の問診が不十分のまま、副作用の説明もなく、数か月分の薬が処方されるケースもありますが、処方薬は一度受け取ってしまったら、消費者から一方的に解約・返品することは難しいと考えられています。

治療内容や副作用等のリスク、トラブル時の対応について医師からしっかり説明を受けましょう。

また、処方薬が定期購入になっているケースもあり、解約条件についても申込前によく確認することが大切です。

消費者へのアドバイス



お薬の相談は、身体に関わる大事なこと。豊富な知識で慎重に処方してくれる医師を頼りましょう。



(記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター)

消費者トラブルに関するご相談は、小松島市消費生活センターへお気軽にご相談ください。

小松島市横須町1番1号 小松島市役所1階 小松島市消費生活センター ☎0885-38-6880

または、消費者ホットライン ☎188にご相談ください。



▼今月のトレンド消費生活情報！

ぜひ知ってほしいです☆
サブスクリプションサービス
とは・・・



定められた料金を定期的に
支払うことにより、一定期間、商
品やサービスを利用できるサー
ビスのことをいいます。

動画や音楽の配信をはじめ、大手通販サイ
ト、フィットネスアプリ、マッチングアプリ
など様々なサービスで利用されています。
とても使い勝手の良い便利なサービスではあ
りますが、注意点もあります。

例えば、お試して無料サービスを受けられ
ることがありますが、期間内に解約しないと、
自動的に更新され、利用がなくても料金が発
生します。申し込みがインターネット上で簡
単にできる反面、解約方法がわかりにくかつ
たり、解約したつもりでも、出来ていなか
つたりする場合があります。



スマートフォンのアプリの場合、アプリを削
除しただけでは解約はできていませんので注
意しましょう。

トラブルを防ぐには、申し込む前に、契約
の相手方の事業者名、サービス内容、利用金
額、解約方法をよく確認し、申し込み時のID、
パスワード等の登録情報は保存しておきま
しょう。また、利用していないサブスクの請
求にすぐ気付けるように、クレジットカード
やキャリア決済の明細は毎月確認しましょう。

困った時はお近くの消費生活センターにご
相談ください。

(記事引用 発行元:独立行政法人国民生活センター)

デジタル化社会の消費者問題

今月は、インターネットやスマホアプ
リ、ゲームにまつわる話題について触れ
てきました。

近年、消費行動の取引のデジタル化が
進む中で、消費者側もインターネットを
介した取引のメリット・デメリットにつ
いて、考える必要があります。

2022年5月に施行された取引デジタル
プラットフォーム消費者保護法により、
販売事業者の連絡先がわからなかったり、
連絡してもつながらなかったりする場合
に、消費者がデジタル・プラットフォーム
運営事業者に対して販売業者の電話番
号やメールアドレスの開示を請求できる
ようになりました。サービスにお金を払
う前に確認することも大事ですし、併せ
て、実際にトラブルに遭ったと感じた時
に対処する方法を知っておくことも大事
ですね。



▼イベント情報

★★★「くらしの講座」案内★★★

6/19(水)
10:00～

「熱中症予防とミネラル」
講師：大塚製薬株式会社

7/17(水)
10:00～

「睡眠」
講師：医学博士
山崎 泰英 先生

9/18(水)
10:00～

「腸とストレス」
講師：ヤクルト株式会社

場所：小松島市総合福祉センター1階訓練室
対象：一般 無料
主催：プラチナライフクラブ
※8月の講座はお休みです。

講座前に消費生活センターの相談員が講演してい
ます！
どなたでもご参加いただけます。ぜひお気軽にお
越しください！

《小松島市民の方へ》 「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！

登録・お問い合わせは 小松島市市民環境課 ☎0885-32-2132 まで

